

令和8年度 品川区商店街助成事業

1. 装飾灯維持管理費補助事業 7/1 受付終了

商店街が保有する装飾灯の電気代等の維持管理に要する経費の一部を補助します。
※補助基準額は、昨年度に引き続き令和8年度も下記のとおり（同額）です。

補助の基準額（令和8年度）

装飾灯 13,440 円 / 本 アーチ 26,880 円 / 基 アーケード内電灯 3,000 円 / 本

2. 商店街にぎわい創出事業 受付終了

申請回数の上限（1）イベント事業、（2）にぎわい事業

【原則】 年度内2回以内

《例1》 イベント事業1回 + にぎわい事業1回

《例2》 イベント事業2回

【特例】 他の商店街と共同で開催する「**共催イベント事業**」に限り、
さらに1回申請できます。

※商店街が経費を負担しない、名義のみの共催はできません。

（1）イベント事業

商店街が自ら企画し実施するイベント事業を支援します。
自らの街区内において、連続する期間に実施する必要があります。
（セールのみの事業は、助成対象になりません）

<助成額> 上限300万円（助成率3分の2）

（2）にぎわい事業

商店街が年間を通して継続的に実施する販売促進事業等を支援します。

<助成額> 上限300万円（助成率2分の1）

上記（2）の実施回数の下限

事業の実施回数は「**年度内に6回以上**」となるよう計画してください。

※基準回数を満たさない場合、次年度における申請があっても交付決定を見送らせていただく場合があります。

(3) 組織活力向上支援事業

商店街振興組合等の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、法人化している商店街が行うイベントを支援します。

<助成額> 上限825万円（助成率12分の11）

【申請要件】

商店街振興組合又は事業協同組合が実施するイベントであること

※他の商店街との共催不可

【申請回数の上限】

1 商店街につき、年度内1回まで

(4) こども応援・婚活応援事業

変更

来街者の増加と将来の担い手の確保に向けた商店街活動を促すため、商店街等が①こども向けに実施する「イベント事業」（年1回）及び「活性化事業」と、②婚活と関連づけて実施する「イベント事業」を支援します。

<助成額> ①②ともに上限133万3千円（助成率9分の8）

① こども応援事業

【申請要件】

- ① 商店街が「子ども向け」に実施する事業であること
- ② 事業内容または費用の概ね半分以上が「子ども向け」であること
- ③ 対外的な周知物に「子ども向け」の事業であることの周知をすること
- ④ 交付申請及び実績報告において、事業効果欄に子どもに対するイベント効果を記載すること

※共催事業は、こども応援事業同士で共催してください。

【申請回数の上限】

1 商店街につき、年度内1回まで（通常のイベント+1回利用可能）

※活性化事業については、申請回数の制限はありません。

② 婚活応援事業

【申請要件】

- ① 婚活や結婚に関連した要素があること
- ② 交付申請及び実績報告において、事業効果欄に婚活や結婚にどう結びつくか記載すること。

※共催事業は、婚活応援事業同士で共催してください。

※婚活応援事業はイベント事業のみとなります。

【申請回数の上限】

Ⅰ 商店街につき、年度内Ⅰ回まで（通常のイベント+Ⅰ回利用可能）

(5) 全国連携事業

他地域との相互の経済活性化に向けて、新たに「全国連携事業」を設け、商店街等が実施する「イベント事業」（年Ⅰ回）を支援します。

<助成額> 上限Ⅰ33万3千円（助成率9分の8）

【申請要件】

①以下のいずれかと連携したイベント（必ず他道府県との連携が必要）

- ・友好都市（区市町村単位）の地域に属している団体等
- ・商店街等が協定を結んだ自治体・商店街等
- ・被災地

※交付申請時又は実績報告時に「友好都市がわかるもの」、商店街同士で結んだ「協定書」等を提出してください。

②対外的な周知物に連携先に関して記載すること

※あくまでも都内商店街が主催するイベントに他団体が協力する形です。
（他団体が主催・共催することはできません。）

※共催事業は、全国連携事業同士で共催してください。

【申請回数の上限】

Ⅰ 商店街につき、年度内Ⅰ回まで（通常のイベント+Ⅰ回利用可能）

3. 商店街担い手育成支援事業

新規

受付終了

(1) 若手・女性支援事業

商店街の若手・女性グループが、小規模な「イベント事業」（年1回）及び「活性化事業」を実施する場合、助成率を拡充して支援します。

<助成額>上限 137 万5千円（助成率 12 分の 11）

【申請要件】

- ・若手…年度末年齢 49 歳以下であること
 - ・下記①～④の要件をすべて満たすグループであること
 - ①商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の若手又は女性で構成されていること
 - ②若手又は女性が構成員の過半数を超えること
 - ③若手又は女性がグループの代表者となること
 - ④構成員の過半数及び代表者が商店街役員となるグループでないこと
- ※構成員は、イベントの企画および実行を担うメンバーとしてください。
- ※商店街の若手・女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。
- ※他の商店街若手・女性グループとの共催事業は不可

【申請回数の上限】

1 商店街につき、年度内 1 回まで

(2) 女性活躍推進事業

女性の商店街活動への参画を促すため、商店街等の女性グループが実施する「イベント事業」（年1回）及び「活性化事業」を支援します。

<助成額>上限 137 万5千円（助成率 12 分の 11）

【申請要件】

- 商店街関係者およびその同居する親族（生計同一）である5名以上の女性で構成されているグループが実施するイベントであること
- ※構成員は、イベントの企画および実行を担うメンバーとしてください。
- ※商店街の女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。
- ※複数の商店街で共催実施する場合、商店街ごとに女性グループの要件を充たす必要があります。女性が5名未満の商店街との共催は不可
- ※共催事業は、女性活躍推進事業同士で共催してください。一方の商店街が女性活躍推進事業、もう一方が通常のイベント事業として共催することはできません。

【申請回数の上限】

1 商店街につき、年度内 1 回まで（通常のイベント+1 回利用可能）

※活性化事業については、申請回数の制限はありません。

(3) 担い手確保支援事業

要相談

商店街が行う担い手確保・育成を支援します。

<例>チャレンジショップの開設・管理、人材育成セミナーの開催、各商店街による加入促進（会員獲得）活動

<助成額>上限 1571 万5千円（助成率 12 分の 11）

4. 地域力向上事業

受付終了

地域社会の中で商店街が主体となって住民生活を支えるための活動を行う際の費用について助成します。

<助成額>上限40万円（助成率3分の2）

<助成対象事業>

- ① 地域見守り活動事業（地域パトロールやお年寄りなどの訪問活動）
- ② 地域清掃事業（街区内外での定期的ごみ拾い活動）
- ③ 交通マナー向上事業（ポスターの掲示、交通教室など地域の交通マナー向上活動）

<申請回数の上限>1商店街につき、年度内2事業まで

5. 商店街活性化推進事業

受付終了

装飾灯等の施設整備、IT機能強化、顧客利便機能強化、コミュニティ機能強化、組織力強化のための事業等を支援します。

具体例については、別紙「商店街助成事業希望調査票」の例示1.(1)～(7)をご覧ください。

<助成額一覧>

事業名	助成率	商店街負担率	上限額
組織力強化支援事業・多言語対応事業・キャッシュレス対応事業以外	2/3	1/3	1 億円 ※任意商店街については 上限 2,000 万円
組織力強化支援事業	11/12	1/12	3,142.9 万円
多言語対応事業	5/6	1/6	833.3 万円
キャッシュレス対応事業	5/6	1/6	8,333.3 万円 ※任意商店街は、 1,666.6 万円
こども応援事業	5/6	1/6	1,666.6 万円

6. 商店街街路灯等緊急改修事業 受付中

倒壊の危険性がある等、緊急を要する装飾灯・アーチ等の小規模改修事業に対し助成します。
申請は随時受け付けします。

<助成額> 上限100万円（助成率2分の1）

7. イベント・活性化特別支援事業 受付終了

自己資金を十分に確保することが難しく、補助事業を活用したくても実施に踏み切れない商店街が、防災や環境などの当該商店街に相応しいテーマを掲げて実施するイベント事業と活性化事業を特別に支援します。

<助成額> 上限133万3千円（助成率9分の8）

申請要件

- ①総事業費100万円以下
- ②前年度に都の助成金を受けていないこと（区を通じて受領した助成金を含む）
- ③申請年度に都の助成金を含む他の事業（イベント、地域連携型、活性化等）を実施しない（予定含む）こと
（区単独事業 にぎわい事業、ホリデー・トレーニング事業等との併用は可）
- ④イベント事業・活性化事業 各々1回まで実施可
- ⑤本事業のみで申請要件を満たす商店街同士の共催実施は可

8. 地域連携型商店街事業 受付終了

商店街と地域団体（町会・自治会、NPO 等）とで実行委員会を組織し、その実行委員会や実行委員会の構成員たる商店街・NPO 等で地域の活性化に向けて行う取組みを支援します。

(1) 実行委員会が行う事業

イベント事業

<助成額>

（新規）上限800万円（助成率5分の4）

※新規…「商店街が地域団体等と新たに連携して行う事業」★1

または「新たな要素を含んだ取組を行う事業」★2

（継続）上限666.6万円（助成率3分の2）

※前年度以前に本事業に同内容で申請をしている場合、原則「継続事業」で支援

★1「商店街が地域団体等と新たに連携して行う事業」とは…

- ①商店街等と地域団体が初めて連携して事業を実施する場合
- ②商店街等以外の過半以上の構成員を変更して事業を実施する場合

★2「新たな要素を含んだ取組を行う事業」とは…

新たなターゲットの地域への取り込みなど、新たな展開を図るため商店街が地域と共に企画検討して取り組む事業であり、イベントの中に新たな要素を追加している場合とする。

(例)

- ・ステージイベントに加えて若者の集客を目的としたスタンプラリーを新たに開催
- ・賑わい創出につながる目的スペースを新たに設置、子供が遊べるプレイエリアを新たに設置(遊具の設置)
- ・スタンプラリーのデジタル化など、コンテンツの一部を新たにデジタル化(周知のみをデジタル化するものを除く)

※なお、以下の内容は「新たな要素を含んだ取組を行う事業」とはみなさない。

- ・前年度に行った催しごとを、規模を拡充して実施
(例)ステージイベントの出演団体数を 10 団体から 20 団体に増加
- ・前年度に行った催しごとを、イベント会場を拡充して実施
(例)パレードイベントを前年度より場所を広げて開催
- ・過去に行ったイベントと同じ内容のイベントを実施

活性化事業(施設・設備の整備事業は対象外)

※実行委員会及びその構成員の取り組み内容を記した計画を策定する必要があります。

＜助成額＞上限2億円(助成率5分の4)

(2) 実行委員会等の構成員である商店街・NPO等が行う事業

活性化事業

※実行委員会及びその構成員の取り組み内容を記した計画を策定する必要があります。

※補助限度額内で複数年に分けての申請が可能(3年以内)

＜助成額＞上限2億円(助成率5分の4)

9. ホリデー・トレーニング事業 受付中

商店街の集客力の向上を図るイベント事業を支援します(セールのみの事業については、助成対象になりません)。年度途中の申請が可能ですが、必ず事業の1ヶ月前までに申請する必要があります。

※予算枠に限りがあります。先着順での受付となりますのでご注意ください。

<助成額>

- ① 通常枠 上限20万円(助成率3分の2)
- ② 特別枠 上限27万5千円(助成率12分の11)

<特別枠の適用について>

市街地再開発事業や道路拡幅工事などの施工等により、加盟店舗が移転または廃業したために加盟店舗総数または会費収入の減少を余儀なくされた商店街

※申請時に、再開発事業等の対象地域に含まれていたことを示す書類や、会員数・会費収入の減少等を示す一覧を提出

※申請時に、特段の事情を証明する書類を提出

①②共通

申請回数の上限 年度内2回以内

事業費の下限 10万円

10. 商店街情報発信事業 受付中

商店街で実施する情報発信を支援します。

年度途中の申請が可能ですが、必ず事業の1ヶ月前までに申請する必要があります。

※予算枠に限りがあります。先着順での受付となりますのでご注意ください。

(1) 情報発信事業

紙媒体(パンフレット・マップ・リーフレット・案内板等)で日本語を使用してPRをする場合、媒体製作経費の一部を助成します。

<助成額> 上限15万円(助成率2分の1)

(2) 情報発信事業【多言語・IT 特化型】

日本語以外の言語を使用してPRする場合、またホームページ等電子媒体によりPRする場合、媒体製作経費の一部を助成します。

<助成額> 上限20万円(助成率3分の2)

申請回数の上限 年度内2回以内

事業費の下限 10万円 ※(2)のみ

11. 商店街ブランド開発支援事業 要相談

個店グループが、商店街のブランド力向上を目的として、新たに共同開発する制作物やその周知等にかかる経費を助成します。

<助成対象者>商店街加盟店または区内共通商品券取扱店で構成された個店グループ

<助成額> ① 商店街加盟店のみのグループ

上限66.6万円（助成率3分の2）

② ①以外のグループ

上限50万円（助成率2分の1）

※申請回数の上限 年度内1回のみ

12. 新規法人化支援 要相談

東京都の商店街法人化支援の一環として、新たに法人化した商店街（振興組合等）については、イベント事業や活性化事業等について優遇措置があります。

対 象 事 業	内 容	平成26年度以降の優遇措置 (新たに法人化した商店街のみ)	
		年度内3回以内	3年度限定
イベント事業	回数の上限	年度内3回以内	3年度限定
	助 成 率	6分の5以内	
活性化推進事業	助成上限額	1億2,500万円	1年度限定

13. 商店街連携推進事業 要相談

商店街と企業、地域団体（NPO、大学等）との連携を通じ、にぎわいの創出および社会課題の解決促進を図り、商店街が地域コミュニティの中で果たす役割を更に高めることを目的として、その事業費のうち、商店街負担分の5分の4を助成します。

<助成額> 上限40万円（助成率5分の4）

14. 未来商店街活力向上支援事業 受付終了

“新たな商店街づくり”に加え“地域ブランド力の向上”に取り組む商店街の基盤づくりをサポートするとともに、ランドデザイン策定から実行支援まで一貫通貫で3年間伴走支援を実施します。

15. 商店街戦略的リノベーション支援事業 受付終了

都と区市町村が連携し、外部人材も活用することにより、商店街の方針に基づいて戦略的に街並みのリノベーションを促進し、来街者の増加、商店街の収益力向上を図る取組を行う場合の支援を実施します。

16. 政策課題対応型商店街事業【東京都事業】 受付中

環境、防災対策、治安など東京都の緊急かつ重要な政策課題に連携協力して実施する商店街の取り組みを支援します。詳細は、別紙東京都資料「東京都政策課題対応型商店街事業」または東京都産業労働局のホームページをご覧ください。

17. 商店街防災力向上緊急支援事業【東京都事業】 受付中

首都直下地震の発生に備え、地域コミュニティの核でもある商店街の防災力を向上させることで、地域住民や買い物客が安心して利用できる場を提供し、地域の活性化に寄与する取組を行う場合の支援を実施します。

補助対象経費	①防災資機材・防災備蓄品等の購入経費 (水や食料品などは、保存年限が5年以上のものが補助対象) ②防災訓練の案内や防災マップ等の作成・印刷に要する経費 ③打合せに係る経費(会場費・飲料費等)
補助要件	以下①および②を満たすこと ①防災に関する取組を1回以上実施すること(申請書に実施(予定)日を記載) ※令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)までに実施 ②災害時のルール、マニュアルを具備すること(交付申請書に添付) ※令和7年度に作成済み(変更なし)の商店街は省略可
申請回数	申請は1商店街につき1回限り
スケジュール	【実施受付期間】令和8年6月15日(月)～11月30日(月) 【事業実施期間】交付決定日～令和9年2月26日(金)まで

※その他詳細については、交付要綱および募集要領をご確認ください。

品川区商店街連合会とりまとめ事業

☆下記の事業でご不明な点等がありましたら、エリアサポーターまでお問合せください☆

1. 商店街サポーター事業

(1) エリアサポーター事業

商店街や商店街店舗が抱える課題を把握するとともに、助成金の申請やイベント実施など商店街活動全般を支援するエリアサポーターを派遣します。

(2) アドバイザー派遣事業

商店街が決算書等の整備や商店街運営、イベント事業等の実施に関し商店街連合会や中小企業診断士等にサポートを依頼した場合にかかった費用を助成します。

- ①決算書・規約・役員名簿等整備 <助成額>1件あたり 上限 5万円
(内訳) アドバイス 上限 2万円
整備 上限 3万円

- ②中小企業診断士、弁護士等の中長期支援
<助成額>1件あたり 上限10万円

- ③中小企業診断士等の短期支援(通行量分析等)
<助成額>1件あたり 上限 2万円

※予算枠に限りがあります。先着順での受付となりますのでご注意ください。

(3) 業務サポーター事業

商店街の助成金の申請処理や商店街に届いた情報の会員への配布や会費の徴収等、日常的な商店街の業務サポートから、イベント実施にあたっての企画、会場の設営などを行う業務サポーターを依頼した場合にかかった費用を助成します。

2. 商店街事業資金貸付事業

商店街が実施する品川区商店街にぎわい創出事業助成金または品川区地域連携型商店街事業助成金の交付決定を受けたイベント事業や東京都政策課題対応型商店街事業の事業全般の交付決定を受けた事業の円滑な実施を図るために、事業資金として貸付けを行い商店街の活動を支援します。(原則、前年度に区に対し希望調査票が出された事業に限ります。)

また、上記以外の東京都や国の交付決定通知を受けた事業貸付についても、エリアサポーターまでお問い合わせください。

令和8年度事業 商店街助成金スケジュール一覧

助 成 金 事 業 名	令和7年度			申請 の 可否	令和8年度											
	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
装飾灯維持管理費補助事業					交付申請(6月下旬〆切) → 交付決定・振込 →											
商店街にぎわい創出事業 (1)イベント事業 (2)にぎわい事業 (3)組織活力向上支援事業 (4)こども応援・婚活応援事業 (5)全国連携事業 ※希望調査票の提出 (昨年度と同規模の場合は不要)				申請 受付 終了	助成金交付申請(3/10〆切) →											
商店街活性化推進事業 ※希望調査票の提出					交付決定通知											
商店街担い手育成支援事業 (1)若手・女性支援事業 (2)女性活躍推進事業 (3)担い手確保支援事業 ※希望調査票の提出 (昨年度と同規模の場合は不要)					(決定日は4/1付) →											
地域連携型商店街事業 イベント・活性化特別支援事業 新規法人化支援 未来商店街活力向上支援事業 商店街戦略的リノベーション支援事業 ※希望調査票の提出 (昨年度と同規模の場合は不要)					事業実施・実績報告・振込 →											
地域力向上事業					令和9年度事業希望調査(品川区)(7/31〆切) -----→											
商店街街路灯等緊急改修事業				申請 可												
ホリデー・トレーニング事業					助成金交付申請(先着順・事業実施1ヶ月前まで) →											
商店街情報発信事業 (1)情報発信事業 (2)情報発信事業【多言語・IT特化型】					交付決定・事業実施・実績報告・振込 →											
商店街ブランド開発支援事業 ※要相談																
商店街連携推進事業 ※要相談																
政策課題対応型商店街事業(東京都)				申請 可	●説明会2月26日(東京都庁 都民ホール) ●各事業説明資料の配布(3月より東京都HP掲載済み) ●交付申請受付(6月1日～7月24日) (東京都) 交付決定・事業実施・実績報告・振込 →											
商店街防災力向上支援事業 ※要相談				申請 可	●交付申請受付(6月15日～11月30日) ●交付決定予定(7月上旬)											

<希望調査票について>

※希望調査票は、令和9年度の予算要求のための調査票です。そのため、**事業実施は令和9年度**になります。
 ※品川区商店街振興組合連合会から事業資金の借入れを予定している場合も、**7月31日までに希望調査票をご提出ください。**